



# 全11社が集まる総合住宅展示場 王子ガーデン北光町 土・日・祝モデルハウス公開中

営業時間 / 10:00~17:00 会場 / 苫小牧市北光町1丁目16 (カーナビにこちらの住所をセットして下さい)  
平日に内覧ご希望の場合は、各社へ直接お問い合わせください。

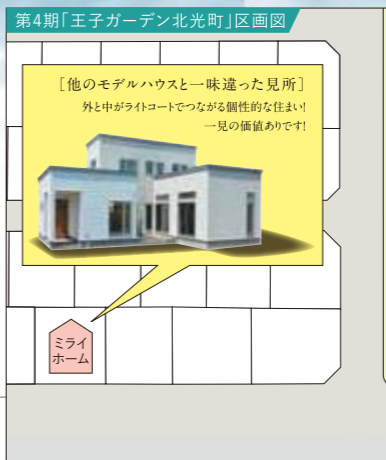
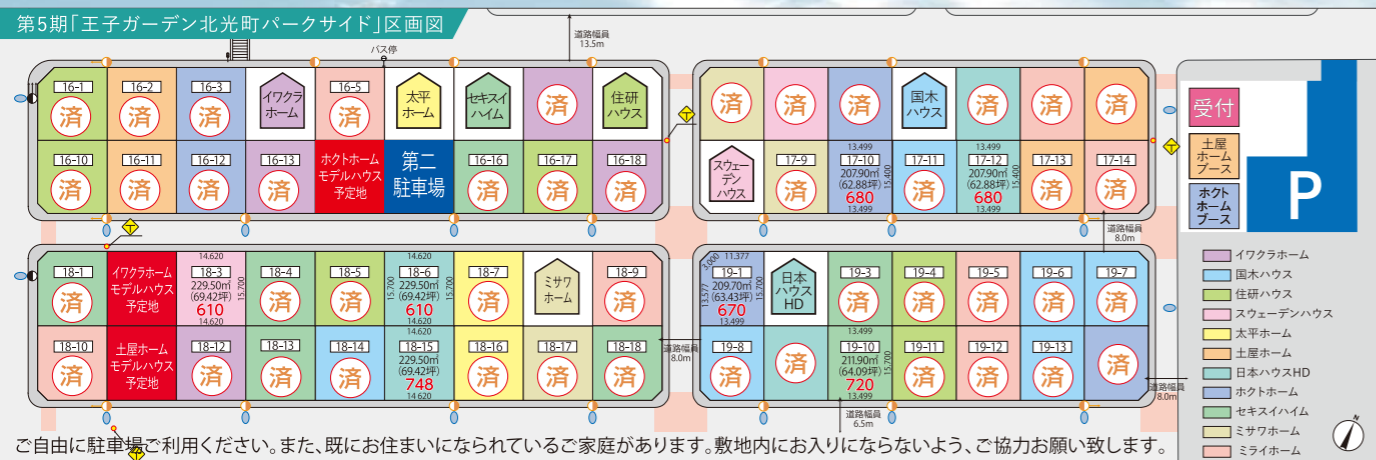
## ご来場の 際のお願い

※都合によりモデルハウス・ブースが  
開いていない場合がございます。  
受付にてご確認ください。

- お打合せやご見学など、ご来場をされる際は以下のご協力についてお願いしております。  
安全・安心にご利用いただけるよう皆様にご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。
- 受付にはアルコール消毒液を設置しています。また、各モデルハウスにも設置しておりますので活用ください。
  - 感染拡大防止のため、お客様にも対策(手洗いや手指の消毒、うがい、マスクの着用など)をご協力お願いします。
  - 咳・くしゃみ等の症状のあるかたは、マスクの着用等「咳エチケット」にご協力ください。
  - スタッフにつきましてもマスクを着用して対応する場合がございますので予めご了承ください。
  - ご自身の体調に不安のあるかたは、くれぐれも無理なさらぬようお願い致します。
  - 発熱や咳、全身痛などの症状がある場合、必ずご来場前に医療機関等へ御相談下さい。



ブース出展につきましては、  
実例集や構造・  
おすすめ商品など  
様々な資料を  
ご用意しております。



## 王子ガーデン澄川町販売中!!

### 注文住宅用地全14区画

日々の暮らしをサポートする  
生活環境が充実。また、  
子育て家族には安心の教育機関も揃う  
恵まれたロケーションの生活拠点です。

24.5万円~

会社名	区画番号	面積	価格
ホクトホーム	A14	204.14㎡ (61.75坪)	267万円
ホクトホーム	A13	196.66㎡ (59.48坪)	245万円
日本ハウスHD	A12	196.51㎡ (59.44坪)	245万円
ミサワホーム	A11	196.35㎡ (59.39坪)	245万円
国木ハウス	A10	196.18㎡ (59.34坪)	245万円
イワクラホーム	A9	196.02㎡ (59.29坪)	245万円
イワクラホーム	A8	195.86㎡ (59.24坪)	245万円
住研ハウス	A7	195.70㎡ (59.19坪)	245万円
住研ハウス	A6	195.53㎡ (59.14坪)	245万円
スウェーデンハウス	A5	195.37㎡ (59.09坪)	245万円
ミライホーム	A4	195.31㎡ (59.07坪)	245万円
太平ホーム	A3	195.86㎡ (59.24坪)	245万円
セキスイハイム	A2	196.53㎡ (59.45坪)	245万円
セキスイハイム	A1	198.75㎡ (60.12坪)	260万円



【王子ガーデン澄川町】＜建築条件付＞物件概要 ●所在地 / 北海道苫小牧市澄川町8丁目11番 ●交通 / 道南バス「澄明中学校」バス停徒歩3分 ●区域の面積 / 2,754.84㎡ ●総区画数 / 14区画 ●販売区画数 / 14区画 ●販売価格 / 245万円 (12区画) ~ 267万円 (1区画) ●最多価格帯 / 245万円 (12区画) ●土地面積 / 195.31㎡ (1区画) ~ 204.14㎡ (1区画) ●用途地域 / 第1種中高層住居専用地域 ●地目 / 原野 (宅地目変換予定) ●建ぺい率 / 60% ●容積率 / 200% ●道路 / 北海道5.5m幅 舗装 / 電気・都市ガス、上下水道 ●取引形態 / 事業主: 王子不動産 (株) / 販売代理 / イワクラホーム (株) / スウェーデンハウス (株) / 国木ハウス (株) / 住研ハウス (株) / 太平ホーム北海道 (株) / 日本ハウスホールディングス (株) / 北海道セキスイハイム (株) / ミサワホーム北海道 (株) / スタイホーム (株) ※各社の制限 / 都市計画第55条及び、第54条の適用対象地区 (建築条件付宅地) の土地は、土地売買契約後3か月以内に販売代理会社と住宅の建築費契約を締結することを条件に販売します。その期間内に建築費契約が成立しなかった場合は、土地売買契約は解除され、全金全額は無利息で返還します。【現地内建築協定事項】①建物本体は隣地境界より1.100mm以上離して建築を行うものとする。 (構造柱などの離れ) ②建物の階数は以下とする。 ③建物本体の基礎はGLより500mmを超える基礎高は禁止するものとする。 ④建物建築時のGL設定は宅地が接している歩道縁石より100mm以内とする。 ⑤集合住宅は建築禁止 ⑥これらの協定事項については、土地及び建物所有者が将来、第三者に譲渡・賃貸等をする場合は、当該譲受人及び賃借人に対しても所有者の責任においてこれらの事項を継承させ、これらを遵守させること。